

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第867号

(情管、捜一)

令和5年11月28日

5年保存(口訓)

本 部 長

高知県警察自転車防犯登録事務処理要領の制定について(通達乙)

県警察における自転車の防犯登録に関する事務処理については、これまで「高知県警察自転車防犯登録事務処理要領の制定について(通達乙)」(平成29年3月8日生企発第174号。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところであるが、警察共通基盤システムによる自転車防犯登録情報等照会業務が開始されることに伴い、別添のとおり「高知県警察自転車防犯登録事務処理要領」を新たに定め、令和5年12月4日から施行することとしたので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、本通達の実施をもって廃止する。

別添

高知県警察自転車防犯登録事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第12条第3項に規定する防犯登録（以下「防犯登録」という。）に関する県警察における事務処理について必要な事項を定めるものとする。

第2 自転車利用者の責務

法第12条第3項、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成5年法律第97号）附則第3項、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）附則第2項の規定により、自転車（幼児用自転車を除く。以下同じ。）を利用するために所有する者（以下「所有者」という。）は、その利用する自転車について防犯登録を受ける義務を有するものである。

第3 防犯登録を行うものの指定等

1 防犯登録の実施者

高知県における防犯登録は、法第12条第3項の規定による公安委員会の指定を受けた高知県自転車二輪車商協同組合（以下「組合」という。）が行うものである。

2 防犯登録に係る組合の業務概要

組合は、防犯登録に係る業務の実施要領について公安委員会の承認を受けており、その概要は次のとおりである。

- (1) 組合は、防犯登録所（組合から自転車防犯登録カードの作成及び登録番号標の自転車への表示を委託された自転車販売店その他の事業所をいう。以下同じ。）に登録番号標を配布するとともに、その配布状況を記録する。
- (2) 防犯登録所は、自転車の所有者又はその委託を受けた者（以下「所有者等」という。）からの申出により、有償で当該自転車に係る自転車防犯登録カード（甲・乙・丙）の作成及び当該自転車への登録番号標の表示を行う。
- (3) 防犯登録所は、組合から自転車防犯登録カードの記載事項のデータ化を委託された団体（以下「委託団体」という。）に自転車防犯登録カード（甲）を送付し、自転車防犯登録カード（乙）を保管し、自転車の所有者等に自転車防犯登録カード（丙）を交付する。
- (4) 委託団体は、自転車防犯登録カード（甲）の記載事項のデータ（以下

「防犯登録データ」という。)及び自転車防犯登録カード(甲)を生活安全企画課長に送付する。

- (5) 防犯登録所は、自転車防犯登録カードの内容の修正又は削除について自転車の所有者等から申出があった場合は、生活安全企画課長の指定する様式を作成し、委託団体を経由して生活安全企画課長に送付する。

第4 県警察における防犯登録情報等照会業務

送付を受けた防犯登録データの取扱い、盗品等自転車の手配登録及び照会要領等については、警察共通基盤システムにによる自転車防犯登録情報等照会業務システム(以下「防犯登録システム」という。)において行うこととし、その運用等については別に定める。

第5 用語

1 新規登録

防犯登録システムへ防犯登録データを新規登録すること。

2 修正登録

防犯登録システムへ登録した防犯登録データ(以下「システム登録データ」という。)を修正すること。

3 削除登録

システム登録データを削除すること。

第6 新規受付及び手続き

1 受付場所

自転車防犯登録カードの新規の申出は、防犯登録所において受け付けるものであり、県警察においては受け付けない。

2 新規登録の手続

生活安全企画課長は、委託団体から防犯登録データ及び自転車防犯登録カード(甲)の送付を受けたときは、速やかに、当該防犯登録データについて、自転車防犯登録カード(甲)との対照による点検及び必要な補正を行い、新規登録をしなければならない。

なお、委託団体から送付された自転車防犯登録カード(甲)については、登録後速やかに委託団体に返却するものとする。

第7 修正及び削除

自転車の所有者等からの自転車防犯登録カード情報に係る修正及び削除の申出は、防犯登録所又は県警察において次のとおり受け付けるものとする。

1 修正登録及び削除登録の対象

(1) 修正

修正は、次に掲げる場合に行う。

ア 所有者の改姓若しくは名称変更又は住所若しくは電話番号の変更があった場合

イ システム登録データの内容に誤りがあった場合

(2) 削除

削除は、次に掲げる場合に行う。

ア 防犯登録を受けた自転車の所有者が、当該自転車について廃棄、譲渡、売却その他の理由により所有権を放棄した場合

イ 法令の規定により自治体等に当該自転車の所有権が帰属した場合

2 修正登録及び削除登録の受付等における留意事項

自転車の所有者等からの修正登録又は削除登録の申出については、次のとおり対応する。

(1) 修正登録及び削除登録の受付

防犯登録を受けた自転車の所有者等から修正又は削除の申出があったときは、次に掲げるものを提示させて受け付けるものとする。ただし、アに掲げる自転車等については、提示をすることができない相当の理由がある場合は、提示がなくても受け付けるものとする。

ア 自転車等（修正若しくは削除に係る自転車又は当該自転車に係る自転車防犯登録カード（丙）（以下「自転車等」という。））

イ 身分証明書（運転免許証、国民健康保険等の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、その他官公庁の発行する身分証明書をいう。以下同じ。）

(2) 受付窓口

修正及び削除の受付窓口は、次のとおりとする。

ア 自転車等の提示がある場合

署（分庁舎を含む。以下「署の庁舎」という。）並びに交番及び駐在所において警察官が受け付けること。この場合において、署の庁舎における受付は、原則として生活安全課又は刑事生活安全課（以下「生活安全課等」という。）の警察官が行うものとする。

イ 自転車等の提示がない場合

生活安全企画課及び署の庁舎において受け付けること。この場合において、署の庁舎における受付は、原則として生活安全課等の警察官が行うものとする。

ウ 自転車等及び身分証明書の提示がない場合

自転車の所有者が、県外への転居等により自転車等及び身分証明書を提示して申し出ることができない場合は、生活安全企画課において受け

付けるものとする。

(3) 受付手続

修正又は削除の申出を受けた職員は、防犯登録システムによる登録番号、車体番号、所有者情報等との照合を行い、当該申出による修正登録又は削除登録に問題がないことを確認した上で、別記様式の防犯登録修正・削除申出受理書（以下「申出受理書」という。）を作成すること。

(4) 申出受理書の送付

申出受理書を作成した署の警察官は速やかに当該署の生活安全課等の課長に当該申出受理書を提出し、当該課長は当該申出受理書を生活安全企画課長に送付すること。

(5) 第3の2(5)の防犯登録所からの様式の送付又は(4)の申出受理書の送付を受けた生活安全企画課長は、速やかに当該自転車に係る修正登録又は登録削除を行うものとする。

3 自治体等からの登録削除の受付等

法令の規定により自治体等に当該自転車の所有権が帰属した場合における削除登録については、生活安全企画課において、当該自治体等の要請を受けて行うものとする。

第8 申出受理書等の保存期間

生活安全企画課長は、第3の2(5)により送付された様式及び第7の2(4)により送付された申出受理書を申出日の翌年の初日から起算して1年間保存するものとする。

第9 新規登録時等における盗品手配自転車の判明時の措置

1 生活安全企画課長の措置

生活安全企画課長は、新規登録、修正登録及び削除登録を行う場合において、当該自転車に盗品手配情報があるときは、速やかに盗品手配をした署長に通報しなければならない。

2 盗品手配をした署長の措置

1による通報を受けた署長は、捜査の結果判明した所有等に関する情報を生活安全企画課長に通報するものとする。

第10 自転車の所有者情報の照会への対応

1 市区町村からの照会

(1) 県内の市町村から、当該市町村の条例に定めるところにより撤去した放置自転車について所有者情報の照会があったときは、当該撤去した放置自転車の保管場所を管轄区域とする署の生活安全課等において、防犯登録システムの所有者照会を行った上で、速やかに回答するものとする。

(2) 県外の市区町村から、当該市区町村の条例に定めるところにより撤去した放置自転車について所有者情報の照会があったときは、生活安全企画課において、防犯登録システムの所有者照会を行った上で、速やかに回答するものとする。

2 国又は県からの照会

国又は県の道路管理者から、道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3の規定により県内の道路から除去した自転車について返還するための所有者情報の照会があったときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第3号に該当するので、生活安全企画課又は当該除去した自転車の保管場所を管轄区域とする署の生活安全課等において、防犯登録システムの所有者照会を行った上で、速やかに回答するものとする。

3 その他の照会

1及び2の照会以外の照会については、盗品手配の有無についてのみ回答するものとし、所有者情報等の回答をしてはならない。

第11 防犯登録所等に対する所有者情報等の照会要領

防犯登録を受けている自転車の所有者情報等が防犯登録システムに登録されていない場合は、当該防犯登録を受け付けた防犯登録所又は委託団体に対する電話照会により所有者情報等の回答が得られることとなっているが、委託団体への照会にあっては、必ず生活安全企画課長を経由して行うこと。

(別記様式省略)